国際教育研究所紀要編集会議に関する申合せ

１．国際教育研究所紀要を発刊するために、紀要編集会議（以下、「編集会議」という。）を置く。
２．編集会議は、所長および研究員若干名から構成される。
３．　編集会議は必要に応じ、審査する者に研究所外の研究者等を含めることができる。
４．編集会議の議長は、構成員の互選とする。
５．編集会議は、紀要の企画、原稿の募集、原稿の採否、編集および発刊を行う。
６．原稿の紀要への掲載、その他については、編集会議の議を経て議長が決定する。
７．原稿の査読は、編集会議が原稿ごとに選定した計３名の査読者によって行う。
原稿の査読については、別途定めた「投稿原稿の査読に関する申合せ」に基づいて行う。
８．編集会議は、紀要執筆要項を別途定める。
９．投稿規程および紀要執筆要項に記さない事態が生じた場合は、編集会議が判断する。
10．この申合せの改廃は、所長と研究員による所員会議の議を経てセンター長が決定する。

附　則

この申合せは、令和３年９月１日より施行する。

附　則

この改正申合せは、令和５年６月12日より施行する。
２　「紀要編集会議に関する申合せ」は、「国際教育研究所紀要編集会議に関する申合わせ」に名称変更する。